



JSG ニュースレター

個人株主における課税繰り延べ株式の 移譲に係る配当所得課税規定について

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

個人株主が 2018 年 1 月 1 日以降に受け取る配当について、その配当源泉が営利事業の 1998（民国 87）年度以降の利益に帰属する場合は、所得税法第 15 条第 4 項及び第 5 項の配当所得課税の新制度規定の適用を受ける一方、営利事業の 1997（民国 86）年度以前の利益に帰属する場合は、同新制度の課税規定は適用されません。当該課税規定に基づき、台湾財政部は、2019 年 6 月 24 日付で台財税字 10704701480 号通達を公布し、その中で、個人が 1998（民国 87）年度以後の利益を源泉とした株式配当（無償増資）によって課税が繰り延べされた株式（中国語：緩課股票）を取得した後、2018 年 1 月 1 日以降に譲渡、贈与又は

遺産分配を行った時は、規定に基づいて配当所得を計算し、上述の新制度規定を適用の上、納税しなければならないとしました。関連するポイントについては、下表の通りです。

項目	内容	
適用対象	台湾居住者である個人株主	
適用を受ける譲渡等のタイミング	2018年1月1日から	
課税繰り延べ株式が帰属する利益年度	1998（民国87）年度の利益を源泉とした株式配当（無償増資）	1997（民国86）年度以前の利益を源泉とした株式配当（無償増資）
課税方法	配当所得課税に係る新制度の適用を受ける（下記のいずれか） <ul style="list-style-type: none"> ● 個人総合所得税に合計の上、税額控除が可能（配当金額の8.5%で計算し、一世帯当たり8万元を上限とする） ● 分離課税（税率28%） 	配当所得課税に係る新制度の適用を受けない <ul style="list-style-type: none"> ● 個人総合所得税に合計の上課税される（控除可能税額はない）



Get in touch

JSG ホームページ

<http://www.deloitte.com.tw/jsg/>



Deloitte (デロイト) について

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、税務、リスクアドバイザー、ファイナンシャルアドバイザー、コンサルティングおよびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に対し提供しています。デロイトの約 286,000 名の専門家は、“Making an impact that matters”を自らの使命としています。詳細については www.deloitte.com をご覧ください。

勤業衆信 (Deloitte Taiwan) について

勤業衆信とは、勤業衆信聯合会計事務所 (Deloitte & Touche) およびそのグループ法人を指し、中華民国 (台湾) におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (英国の法令に基づく保証有限責任会社) のメンバーファームを指します。勤業衆信聯合会計事務所 (Deloitte & Touche) およびそのグループ法人には、勤業衆信聯合会計事務所、勤業衆信管理顧問股份有限公司、勤業衆信財務顧問股份有限公司、勤業衆信風險管理諮詢股份有限公司、德勤財務顧問股份有限公司、德勤不動産顧問股份有限公司および德勤商務法律事務所が含まれます。

勤業衆信の卓越したクライアントサービス、優秀な人材、効果的なトレーニング及び厳格な監査は、社会から高い評価を得ています。統合されたデロイトのリソースを通じ、クライアントに対し、台湾国外での上場及び資金調達、台湾国外企業のセカンダリーIPO、中国や ASEAN への投資などを含むグローバルサービスを提供しています。

本資料は皆様の情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織 (“デロイトネットワーク”) は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。企業の財務や事業体に対し影響を与え得る如何なる意思決定・行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料に依拠して意思決定・行動することにより損失を被る如何なる方に対しても、デロイトネットワークのいずれのメンバーファームも当該損失に対する責任を負うことはありません。



日商組新聞稿

個人股東轉讓緩課股票之股利所得課稅規定

個人股東 107 年 1 月 1 日起獲配股利，若屬營利事業分配 87 以後年度盈餘，適用所得稅法第 15 條第 4 項及第 5 項之股利所得課稅新制規定；若屬營利事業分配 86 以前年度盈餘，則不適用股利所得新制課稅規定。依此課稅規定，財政部 108 年 6 月 24 日發布台財稅字第 10704701480 號令核釋，個人取得公司以 87 年度盈餘轉增資之緩課股票，於 107 年 1 月 1 日起轉讓、贈與或作為遺產分配時，應依規定計算股利所得並適用股利所得課稅新制規定納稅。茲整理分析如下表。

項目	內容
適用對象	居住者個人股東
轉讓時點	107 年 1 月 1 日起

緩課股票所屬盈餘年度	87 年度盈餘轉增資	86 年度以前盈餘轉增資
課稅方式	<ul style="list-style-type: none"> ● 股利所得課稅新制 (二擇一) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 併入綜合所得稅計稅並享有可抵減稅額 (按股利金額 8.5% 計算，每戶上限 8 萬元) ➢ 分開計稅 (稅率：28%) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 不適用股利所得課稅新制 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 併入綜合所得稅計稅 (無享有可抵減稅額)



Get in touch

日商組官方網站

<http://www.deloitte.com.tw/jsg/>



About Deloitte

Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL")，以及其一家或多家會員所。每一個會員所均為具有獨立法律地位之法律實體。Deloitte("DTTL")並不向客戶提供服務。請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 穩居業界領導者，為各行各業的上市及非上市提供審計、稅務、風險諮詢、財務顧問、管理顧問及其他相關服務。Fortune Global 500 大中，超過 80% 的企業皆由 Deloitte 遍及全球逾 150 個國家的會員所，以世界級優質專業服務，為客戶提供因應複雜商業挑戰中所需的卓越見解。如欲進一步了解 Deloitte 約 286,000 名專業人士如何致力於“因我不同，惟有更好”的卓越典範，請參閱 www.deloitte.com 了解更多。

About Deloitte Taiwan

勤業眾信(Deloitte & Touche)係指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited(“DTTL”)之會員，其成員包括勤業眾信 聯合會計師事務所、勤業眾信管理顧問股份有限公司、勤業眾信財稅顧問股份有限公司、勤業眾信風險管理諮詢股份有限公司、德勤財務顧問股份有限公司、德勤不動產顧問股份有限公司、及德勤商務法律事務所。

勤業眾信以卓越的客戶服務、優秀的人才、完善的訓練及嚴謹的查核於業界享有良好聲譽。透過 Deloitte 資源整合，提供客戶全球化的服務，包括赴海外上市或籌集資金、海外企業回台掛牌、中國大陸及東協投資等。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱“Deloitte 聯盟”)不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。